

# 安全管理証書の有効期間及び延期等に関する事項

## 改正規則

船舶安全管理システム規則  
船舶保安システム規則

## 改正事項

安全管理証書の有効期間及び延期等に関する事項

## 改正理由

2009 年 12 月に開催された IMO 第 85 回海上安全委員会（MSC85）において、船舶安全管理システム（ISM）コードの改正に係る決議 MSC.273(85)が採択され、ISM 審査における安全管理証書の有効期間及び延期に関する事項、並びに安全管理証書の書式の一部が改められた。

一方、IACS は、ISM コードの適合に関する手順及び要件を定めた PR9 の見直しを行い、係船中の船舶に関する取扱いを改め、2010 年 1 月に手順要件 PR9(Rev.1)として採択した。

今般、決議 MSC.273(85)及び PR9(Rev.1)に基づき、ISM 関連規定を改めた。

併せて、船舶保安システム（ISPS）審査における係船中の取扱いを ISM 審査と同様に改めた。

## 改正内容

- (1) 安全管理証書の有効期間満了日を跨いで更新審査が終了する場合の新証書有効期間について規定した。
- (2) 安全管理証書の有効期間延長の取扱いについて規定した。
- (3) 安全管理証書の様式を改めた。
- (4) ISM 及び ISPS 審査における係船中の船舶の取扱いを改めた。